

## 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

(平成27年 3月27日教育委員会規則第6号)

改正 平成28年 3月31日教育委員会規則第8号

(目的)

**第1条** この規則は、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づく教職員評価（以下「教職員評価システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ること並びにその評価を人事管理の基礎とすることを目的とする。

(対象となる職員の範囲)

**第2条** 教職員評価システムは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員について実施する。

(評価の種類)

**第3条** 評価の種類は、前条に規定する職員に対して実施する定期評価及び条件付採用期間中の職員に対して実施する特別評価とする。

(評価期間)

**第4条** 定期評価の評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 特別評価の評価期間は、条件付採用期間とする。

(評価の実施)

**第5条** 定期評価は、次条から第9条までの規定により実施する。

2 特別評価は、沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める方法により実施する。

(評価者及び調整者)

**第6条** 定期評価における、1次評価者（第7条第3項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）、最終評価者（第7条第4項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）及び調整者（第7条第5項に定める手続を行う者をいう。以下同じ。）は別表のとおりとする。

(実施方法)

**第7条** 定期評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価をいう。以下同じ。）を、県教育長が別に定める育成・評価記録書（以下「記録書」という。）により行うものとする。

2 定期評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）は、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績について、県教育長が定める日までに記録書により、1次評価者（校長、副校長及び教頭にあっては、最終評価者）に申告するものとする。

3 1次評価者は、被評価者の職務遂行状況を観察し、記録書を基に面談及び指導助言を行い、当該被評価者が発揮した能力及び挙げた業績について評価し、最終評価者に対して意見具申を行う。

4 最終評価者は、被評価者の職務遂行状況を観察し、記録書を基に面談及び指導助言を行い、当該被評価者が発揮した能力及び挙げた業績について評価する。

5 調整者は、最終評価者による評価について不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、適当でないと認める場合には1次評価者及び最終評価者に再評価を行わせた上で、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行う。

(市町村教育長の指導及び助言)

**第8条** 市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）は、評価の適正な実施を確保するため、校長に対し再評価の実施その他必要な指導及び助言を行うことができる。

(評価結果の開示)

**第9条** 最終評価者は、被評価者の評価結果を、県教育長の定めるところにより、当該被評価者本人に開示するものとする。

(評価結果の報告)

**第10条** 市町村教育委員会は、評価結果について、県教育長の定めるところにより、沖縄県教育委員会に報告するものとする。

(苦情の申出)

**第11条** 被評価者は、第9条の規定により開示を受けた評価結果に関する苦情その他定期評価に関する苦情があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する市町村教育長に対し、県教育長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

(苦情への対応)

**第12条** 市町村教育長は、前条の規定により申出のあった苦情への対応（以下「苦情対応」という。）を適切に行うものとする。

2 苦情対応は、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

3 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

4 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情で苦情相談により解決されなかった苦情を受け付けるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

**第13条** 1次評価者、最終評価者、調整者及び市町村教育長は、被評価者が苦情の申出を行ったこと、苦情相談又は苦情処理に関する調査に協力したこと等を理由として、当該被評価者又は当該調査に協力した者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

**第14条** 教職員評価システムに関する事務に従事する者は、職務上知ることのできた内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった場合においても、同様とする。

(記録書の保存)

**第15条** 記録書の保存期間は5年とする。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、教職員評価システムの実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**別表**（第6条関係）

被評価者	1次評価者	最終評価者	調整者
校長	—	市町村教育委員会教育長	—
副校長、教頭	—	校長	市町村教育委員会教育長の指定する職の者
主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、共同調理場以外に勤務する栄養教諭、学校栄養主査、主任及び学校栄養職員、事務主幹、事務主査、事務主事	副校長又は教頭		
共同調理場に勤務する栄養教諭、学校栄養主査、主任及び学校栄養職員	共同調理場の所長等		